地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和2年4月15日

京都府大野ダム総合管理事務所長 井尻 博之

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務の名称及び数量ダム管理設備等点検・整備業務 一式
 - (2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 業務を行う期間契約締結日から令和3年3月31日まで
- 2 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書、仕様書及び一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒601-0777 南丹市美山町樫原中ノ山 48番地 5京都府大野ダム総合管理事務所庶務課 電話番号(0771)75-0143

- (2) 入札説明書、仕様書及び確認申請書の交付期間 令和2年4月15日(水)から令和2年5月14日(木)まで(土曜日、日曜日及 び祝日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (3) 入札説明書、仕様書及び確認申請書の交付費用 無償
- 3 入札に参加することができない者 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- 4 入札に参加する者に必要な資格 入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
 - (1) 電波法(昭和 25 年法律第 13 号)の規定に基づく第三級陸上特殊無線技士の免状を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を管理技術者として配置できること。
 - (2) 国、地方公共団体、地方公社、地方独立行政法人又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する政令で定める法人が発注する工事又は業務(ダム施設又は河川水門施設についての次のアからイまでに掲げる設備の設置工事、修繕工事又は点検整備業務に限る。)で、平成17年

度以降に履行されたものの元請(元請とは、単体で受注したもの又は共同企業体として受注したもので出資比率が1を出資者数で除した割合の60パーセント以上のものに限る。以下同じ。)としての実績を有する者であること。

ア ゲート設備

イ スルースバルブ設備

- (3) 府税、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 確認申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領及び物品買入等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく 指名停止がなされていない者であること。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされている者、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされている者であること。
- (6) 国内に事業所を有すること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目 的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすお それのある団体に属する者でないこと。
- 5 一般競争入札参加資格の確認

資格審査を受けようとする者は、確認申請書を提出し、参加資格の有無について認定 を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 確認申請書の提出期間

令和2年5月13日(水)及び令和2年5月14日(木)

- (2) 提出場所 2の(1)に同じ。
- (3) 提出方法

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参して 提出すること。

(4) 添付資料

確認申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

- ア 法人にあっては商業登記法(昭和 38 年法律第 125 号)第 10 条第 1 項に規定する 登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者が制限行為能力者(未成年者、成 年被後見人、被保佐人及び民法(明治 29 年法律第 89 号)第 17 条第 1 項の審判を受 けた被補助人)でないことの証明書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない 者でないことの証明書
- イ 府税納税義務者にあっては、府税納税証明書
- ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書
- エ 営業経歴書及び営業実績調書
- オ 印鑑証明書(発行の日から3箇月以内のもの)
- カ 法人にあっては財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)、個人にあっては所得税の 確定申告書の写し
- キ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書
- ク誓約書
- ケ 一般競争入札参加資格確認申請書類調書 (4の(1)及び(2)に掲げる条件を満たすことを証する書類等)
- (5) 資料等の提出

確認申請書及び添付資料(以下「確認申請書等」という。)を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、確認申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(6) その他

確認申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却 しない。

6 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、確認申請書等を提出した者に文書で通知する。

7 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、6による資格審査の結果を通知した日から令和3年3月31 日までとする。

- 8 参加資格の承継
 - (1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合にお

いては、それぞれに掲げる者(3に該当する者及び4の(3)に該当しない者は除く。)は、 その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が 認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

- ア 個人が死亡したときは、その相続人
- イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2 親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
- ウ 個人が法人を設立したときは、その法人
- エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人
- オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人
- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書 (以下「資格承継審査申請書」という。)及び当該承継に係る事由を証する書類その他 知事が必要と認める書類を提出しなければならない。
- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。
- 9 参加資格の取消し
 - (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産 手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り 消す。
 - (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。 その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等 に関して不正の行為をしたとき。
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、 若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - エ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
 - カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約 の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
 - (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

10 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年5月22日(金)午後2時

イ 場所

南丹市美山町樫原中ノ山 48番地 5大野ダムビジターセンター研修室

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札
- イ 確認申請書等を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札
- (5) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 契約書作成の要否要する。

11 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 5 に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

12 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、契約保証金を免除する。

13 その他

- (1) 1から12までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。